

小田原市地域福祉計画策定検討委員会に係る会議の公開に関する要領

令和3年11月15日

(趣旨)

第1条 この要領は、小田原市地域福祉計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）の会議の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、公開とする。

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、自己の住所、氏名等を傍聴受付票に記入し、係員の指示に従って傍聴席に入らなければならない。

(傍聴の禁止)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 凶器その他危険のおそれのある物品を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) その他会議の進行を妨げるおそれがあると委員長が認める者

(禁止行為)

第5条 会議を傍聴する者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 傍聴席以外の場所に立ち入ること。
- (2) 私語、談笑その他騒がしい行為をすること。
- (3) 会議の言論に対して拍手その他の方法により賛否を表明すること。
- (4) 飲酒又は喫煙をすること。
- (5) 写真、ビデオ等の撮影又は録音をすること。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。
- (6) その他会議の妨害となるような行為をすること。

(退場)

第6条 委員長は、会議を傍聴する者がこの要領に違反するときは、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、令和3年11月15日から施行する。